

令和3年度第9回筑西市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和3年12月2日（木）午後1時36分 から 午後2時53分

2、開催場所 筑西市役所 4階 全員協議会室

3、出席委員（23人）

会	長	20番	水柿	重壽
委	員	2番	柴	保
		3番	栗島	和子
		4番	飯泉	孝
		5番	寺内	美雄
		6番	岩渕	進
		7番	齊藤	秀樹
		8番	稲見	くに子
		9番	國府田	喜久男
		10番	秋山	員宏
		11番	大林	富子
		12番	赤城	美子
		13番	齊藤	一弥
		14番	宮崎	亨
		15番	関口	均
		16番	蓮沼	俊男
		17番	宮山	繁治
		18番	栗島	菊雄
		19番	永井	尚子
		21番	高島	敏男
		22番	小野田	勝男
		23番	瀬端	洋
		24番	坂入	進

4、議事日程

1、開会

2、議事録署名委員の指名

3、報告

報告第 36 号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて

報告第 37 号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて

4、議案

議案第 60 号 農地法第3条の規定による許可について

議案第 61 号 農地法第4条の規定による許可について

議案第 62 号 農地法第5条の規定による許可について

議案第 63 号 農地法第5条の規定による許可後の継承を伴う事業計画
変更申請について

議案第 64 号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請（一
時転用）について

議案第 65 号 現況確認証明（非農地証明）について

5、報告

報告第 38 号 農地法第3条の規定（公売）による許可報告について

報告第 39 号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出について

報告第 40 号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第 41 号 制限除外の農地移動届について

報告第 42 号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

報告第 43 号 遊休農地の発生・解消状況に関する調査結果の報告につい
て

報告第 44 号 非農地判断について

6、閉会

5、農業委員会事務局職員

事務局長

田所 秀一

農地調整課長

菊地 雄一

農地調整課庶務調整グループ課長補佐

高島 満

農地調整課庶務調整グループ係長

渡邊 静香

農地調整課庶務調整グループ主任

倉持 寿和

農地調整課庶務調整グループ主事

信田 啓太

6、会議の概要

議長

只今より、令和3年度第9回筑西市農業委員会定例総会を開会いたします。
只今の出席委員は、23名であります。よって定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

会議書記に、農業委員会事務局の田所局長、菊地課長、高島補佐、渡邊係長、倉持主任、信田主事の諸君を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布したとおりであります。

なお、会期は、本日1日といたします。ご了承願います。

次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。

筑西市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、19番 永井委員と21番 高島委員、以上2名を本会議の議事録署名委員に指名いたします。

次に、日程第3、報告第36号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」を事務局より説明をお願いします。

事務局長
菊地課長

菊地課長より説明いたします。

報告第36号、農地法第3条の規定による許可申請の取り下げについて、令和3年12月2日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

受付番号1番及び2番につきましては関連しております、こちら6ページの議案第60号、受付番号1番及び2番の案件となっております。こちら共に、11月17日付けで取り下げ願いが提出されております。取り下げの理由は、計画が変更になったため取り下げるものです。以上です。

議長

報告のとおりでございます。議案書6ページ、議案第60号、受付番号1番、2番の削除をお願いします。

次に、報告第37号「農地法第5条の規定による許可申請の取下げについて」を事務局より説明をお願いいたします。

事務局長
菊地課長

菊地課長より説明いたします。

報告第37号、農地法第5条の規定による許可申請の取り下げについて、令和3年12月2日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

こちら12ページの議案第62号、受付番号2番の案件となっております。こちら11月16日付けで取り下げ願いが提出されました。取り下げ理由については、計画が変更になったために取り下げるものでございます。以上です。

議長

報告のとおりでございます。議案書12ページ、議案第62号、受付番号2番の削除をお願いします。

次に、日程第4、議案第60号「農地法第3条の規定による許可について」を上程いたします。

なお、受付番号8番の議案については、除斥がありますので、先に審議いたします。

受付番号8番は、18番議席 栗島菊雄委員が関係者となっておりますので、筑西市農業委員会会議規則第10条の規定により、除斥を願います。

午後1時42分 除斥

それでは、議案について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主事

信田主事より説明いたします。

議案第60号、農地法第3条の規定による許可について、令和3年12月2日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号：8番、譲受人：筑西市上野、譲渡人：水戸市上国井町、申請土地の表示：関本下字葎ヶ堤、台帳地目：畑、現況地目：畑、面積：1,270㎡、外1筆、合計2筆、合計面積2,527㎡、契約内容：売買、譲受人の経営面積：2,121a、従農者数：2（2）、譲渡人の経営面積：217a。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

受付番号8番について、調査委員の報告をお願いします。

齊藤一弥
委 員

13番、齊藤です。

書類審査後、本人にお会いして確認をいたしました。この土地の売買なのですが、他の方が購入予定だったらしいんですが、ちょっと事情ができて、売買が見送りになりまして、この譲受人に買っていただけないかという問い合わせがあり、購入に至ったそうです。許可相当と思われそうですが、皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。

ご質疑がありましたらお願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第60号、受付番号8番を採決いたします。

議案第60号、受付番号8番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 60 号、受付番号 8 番は原案どおり許可することに、決しました。

ここで、18 番議席 栗島菊雄委員の除斥を解きます。

午後 1 時 45 分 解除

つづいて、議案 60 号、受付番号 3 番から 7 番及び 9 番から 21 番について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主事

信田主事より説明いたします。

番号 1 番、番号 2 番は取下げとなります。

3 番、筑西市笹塚、筑西市笹塚、笹塚字地藏堂、田、田、2,741 m²、売買、101 a、1 (1)、116 a。

4 番、筑西市関本上、筑西市舟生、関本下字天神下、畑、畑、1,986 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 5,306 m²、売買、206 a、4 (2)、132 a。

5 番、筑西市玉戸、譲渡人が二人おり各々持分を有しております。筑西市玉戸、東京都葛飾区東立石 3 丁目、玉戸字南台、畑、畑、1,870 m²、売買、67 a、2 (2)、22 a。

6 番、筑西市小栗、栃木県宇都宮市五代 1 丁目、小栗字堀込、田、田、2,621 m²、売買、102 a、4 (3)、29 a。

7 番、筑西市宮後、水戸市上国井町、宮後字前畑、畑、畑、1,397 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 4,674 m²、売買、1,401 a、2 (2)、217 a。

9 番、筑西市井出蛭沢、水戸市上国井町、小栗字加草、田、田、1,054 m²、外 3 筆、合計 4 筆、合計面積 9,344 m²、売買、807 a、1 (1)、217 a。

10 番、筑西市井出蛭沢、水戸市上国井町、井出蛭沢字小田塚、畑、畑、3,815 m²、売買、807 a、1 (1)、217 a。

11 番、筑西市小栗、筑西市小栗、小栗字権現、畑、畑、393 m²、外 5 筆、合計 6 筆、合計面積 9,040 m²、贈与、102 a、4 (3)、102 a。

12 番、筑西市飯島、筑西市飯島、飯島字村東、畑、畑、482 m²、外 1 筆、合計 2 筆、合計面積 487.70 m²、売買、67 a、2 (1)、10 a。

13 番、筑西市関本肥土、筑西市関本肥土、関本肥土字本郷、田、田、493 m²、売買、98 a、4 (3)、92 a。

14 番、筑西市木戸、筑西市木戸、辻字金塚下、田、田、1,613 m²、売買、493 a、3 (1)、19 a。

15 番、筑西市西方、筑西市下川島、玉戸字山ヶ島、畑、畑、952 m²、売買、162 a、6 (2)、10 a。

次のページをお願いいたします。

16 番、筑西市西方、筑西市玉戸、玉戸字山ヶ島、畑、畑、743 m²、外 2 筆、合計 3 筆、合計面積 2,725 m²、売買、162 a、6 (2)、36 a。

17 番、筑西市桑山、筑西市桑山、桑山字拾七番耕地、田、田、280 m²、外3筆、合計4筆、合計面積3,217 m²、売買、680 a、6 (4)、33 a。

18 番、筑西市飯島、筑西市飯島、飯島字村前、畑、畑、486 m²、売買、63 a、2 (1)、10 a。譲渡人がもう一人おります。筑西市飯島、飯島字村前、畑、畑、163 m²、合計2筆、合計面積649 m²、売買、63 a、2 (1)、51 a。

19 番、筑西市野殿、筑西市神分、稲野辺字堀ノ内、田、田、2,780 m²、外1筆、合計2筆、合計面積2,801 m²、売買、19,588 a、1 (1)、28 a。

20 番、筑西市玉戸、筑西市玉戸、玉戸字西新田、畑、畑、1,873 m²、贈与、132 a、3 (1)、132 a、新規就農。

21 番、筑西市関本中、筑西市関本中、関本下字天照、田、田、442 m²、売買、622 a、1 (1)、32 a。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告を3番よりお願いします。

國府田
喜久男
委 員

9番、國府田です。

24日に書類審査をいたしまして、その後、それぞれに電話で確認しました。3番、12番、18番をご報告したいと思います。まず3番ですが、渡人の方は、歳をとり機械もないため、誰か買ってくれる人を探していたところ、近所の受人の方が、ぜひ欲しいということであり、いい方を見つけたということで、成立しました。許可相当と思われます。続きまして12番ですが、渡人の方は、元学校の先生で、機械もなく後を継ぐ人もいないということで、このところ売買の申請案件が上がってきております。また受人の方は、規模拡大を考えていたということで、売買の成立に至りました。続きまして18番ですが、上段の渡人の方は、12番の渡人と同じ方であり、先程の状況のとおりです。また下段の渡人の方は、耕作ができず受けてくれる方を探していたそうです。受人は元建設業の方で、野菜作りをしたいということで、土地を探しており、売買が成立しました。お話を聞きましたところ、やる気に満ち溢れていることが感じとれました。いずれの件につきましても許可相当と思われますので、更なる皆様のご判断をお願いいたします。

議 長

4番をお願いします。

栗島菊雄
委 員

18番、栗島です。

4番と13番を報告させていただきます。まず4番についてですが、譲渡人の方から譲受人の方に売買の話を持ち掛けたそうです。話し合いが成立し、今回の申請になりました。続きまして13番につきましては、譲受人と譲渡人の土地が隣接してしまっていて、こちらは逆に、譲受人の方から譲渡人の方に譲って下さいという話を持ち掛けましたら、成立して、今回の申請になりました。申請にも不備がないと思われますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

5番をお願いします。

大林富子
委 員

11番、大林です。

5番と20番についてご報告いたします。まず5番ですが、11月24日に書類審査を行い、後日、電話にて確認いたしました。申請地は、間口も狭く機械も入らない畑で、渡人の父親が管理しておりましたが、亡くなり、子2人に相続された土地です。受人は、以前から渡人の父親とは知り合いで、畑を借りて耕作をしていた関係で、相続人から受人に譲りたいという申し出があり、契約に至ったということでした。渡人2人にも電話で確認をしたところ、契約内容に間違いがないということでしたので、許可相当かと思われませんが、皆様の更なる審議の程をよろしく申し上げます。続きまして20番ですが、やはり11月24日に書類審査を行い、後日、電話にて確認したところ、受人と渡人は親子関係にあり、受人である息子から農業をやりたいとの話があり、贈与に至ったとのことでした。契約内容に間違いがなく、許可相当かと思われませんが、皆様の更なる審議の程をよろしく申し上げます。以上です。

議 長

6番をお願いします。

秋山員宏
委 員

10番、秋山です。

6番と11番について報告いたします。先月の26日に書類審査を行い、後日、受人、渡人に確認をいたしました。まず6番ですが、今回の申請の土地ですけれども、受人が渡人から以前から土地をお借りして、耕作をしていた物件です。渡人が今後も耕作をする意思がないということで、受人に相談をいたしましたところ、売買に至ったそうです。続きまして11番、贈与の件ですが、受人、渡人は、親子関係にあります。会ってお話を伺ってきました。間違いがないということでした。両案件とも許可相当かと思われませんが、皆様方の更なるご審議をよろしく申し上げます。

議 長

7番をお願いします。

小野田
勝男
委 員

22番、小野田です。

明野地区の申請案件について、ご報告申し上げます。7番につきましては、受人さんは農地利用最適化推進委員さんをしてくださっている方でして、また大規模農家でもございます。26日に書類審査等をいたしました。何ら不備もございませんでした。皆様方の更なるご審議をよろしく申し上げます。

議 長

9番をお願いします。

稲見
くに子
委員

8番、稲見です。

9番、10番について報告します。9番、10番は、受人が同じなので、一緒に報告します。11月26日、書類審査を行いました。後日、受人に電話確認を行い

ました。受人は大規模農家で、若い後継者もおり、規模拡大をしております。現在、米、玉葱などを作っています。また、農林振興公社との売買の取引ですので、何ら問題ないかと思われませんが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 14 番をお願いします。

齊藤一弥 13 番、齊藤です。

委 員

書類審査後、双方に電話で確認しました。譲渡人ですが、倅さんが農業をやるつもりがないということで、規模縮小ということで、以前からこの土地を耕作していただいていた譲受人に売買の話をしたところ、売買が成立したそうです。譲受人は担い手として、規模拡大をするということでした。許可相当と思われませんが、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 15 番をお願いします。

高島敏男 21 番、高島です。

委 員

案件の 15 番と 16 番を報告いたします。まずナンバー16 の渡人の電話番号なんですが、アナウンスとしては、使用されていませんということでした。しかしながら、ナンバー15、16 は、姉弟ということで、ナンバー15 の方に話をお聞きしました。受人的方も問題なく売買が決まったので、安心しましたということです。提出された書類にも不備がなく許可相当と思われませんが、皆様のご審議の程をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 17 番をお願いします。

蓮沼俊男 16 番、蓮沼が報告します。

委 員

17 番ですが、渡人的の方は、高齢で後継者もいないということで、前々から土地の処分をしている方です。受人は、近所の若い後継者の方で、やる気もあり欲しいということで、成立したようです。許可相当と思われ。皆様の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長 19 番をお願いします。

飯泉孝 4 番、飯泉です。

委 員

19 番をご報告します。先月、書類審査を行い、後日、電話での聞き取りをしました。受人は大規模農家でございまして、また渡人は、親からの相続した田んぼですが、今後、管理するのが困難なため手離したいとのこととございます。耕作をして貰っている受人的との売買に至ったとのこととございます。問題ないかと思われ。皆様方の更なるご審議の程をお願い申し上げます。以上です。

議 長

21 番をお願いします。

栗島和子
委 員

3 番、栗島です。

21 番についてご報告いたします。先月の 24 日に書類審査を行いました。後日、受人と渡人の方に確認をしました。渡人の方は、高齢で今後管理が難しいため隣を耕作している受人の方に話をしたところ、快く引き受けてくれて、今回の売買に至ったとのこと。問題ないかと思われませんが、更なる皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長
委 員

調査委員よりの報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め以上で質疑を終結いたします。

議案第 60 号、受付番号 3 番から 7 番及び 9 番から 21 番を採決いたします。

議案第 60 号、受付番号 3 番から 7 番及び 9 番から 21 番を原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 60 号、受付番号 3 番から 7 番及び 9 番から 21 番は、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 61 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
信田主事

信田主事より説明いたします。

議案第 61 号、農地法第 4 条の規定による許可について、令和 3 年 12 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1 番、申請人：下妻市谷田部、申請土地の表示：折本字北板堂、台帳地目：畑、現況地目：雑種地、面積：355 m²、転用目的：貸駐車場。

申請地は、国道 294 号線の東側約 100m、真岡鐵道ひぐち駅の南南西約 210m に位置する、概ね 300m 以内に鉄道の駅がある第 3 種農地です。申請者は、市内で機械設計、販売業を営む法人の役員です。既存敷地が手狭なことから新たに駐車場を設置すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告をお願いします。

坂入進
委員

24番、坂入です。

先月の24日に書類審査及び現地確認を行いました。書類に不備はなく、現地確認では、申請人に立ち会っていただきまして、確認をすることができました。樋口駅から210m以内ということで、特に問題ないかと思われませんが、更なる皆様方の審議の程をよろしくをお願いします。

議長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたらお願いします。

委員

「異議なし」

議長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第61号を採決いたします。

議案第61号は、30a以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案61号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第62号「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第62号、農地法第5条の規定による許可について、令和3年12月2日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

番号1番は保留、2番は取下げとなります。

番号3番、譲受人:筑西市東榎生、譲渡人:筑西市東榎生、申請土地の表示:東榎生字東榎生、台帳地目:畑、現況地目:雑種地、面積:719㎡、外1筆、合計2筆、合計面積:883㎡、契約内容:売買、転用目的:貸資材置場。

申請地は、筑西市立嘉田生崎小学校の北側約1.45km、県道筑西つくば線の西側約833mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。令和2年10月7日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は、市内に本店を置く土木建築工事業等を営む法人の役員です。自宅兼事業所の傍にある既存の資材置場が農地と判明したことから、是正

すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

4番、大阪府大阪府中央区道修町一丁目、筑西市国府田、折本字北板堂、畑、畑、1,540 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鐵道真岡線 ひぐち駅の西側約61m、国道294号線の東側約153mに位置する、概ね300m以内に鉄道の駅を存する第3種農地です。申請者は、大阪府大阪府中央区に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

5番、大阪府大阪府西区靱本町一丁目、筑西市口戸、折本字大松、畑、畑、1,874 m²、売買、太陽光発電設備。

申請地は、真岡鐵道真岡線 ひぐち駅の南西側約350m、国道294号線の西側約44mに位置する、鉄道の駅から概ね500m以内の第2種農地です。申請者は、大阪府大阪府西区に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。発電設備を設置するにあたり、安定した売電収入を確保すべく申請地が適地と判断し、申請するものです。

6番、下妻市谷田部、筑西市折本、折本字北板堂、畑、畑、47 m²、売買、貸駐車場。譲渡人がもう一人おります。筑西市国府田、折本字北板堂、畑、雑種地、250 m²、合計2筆、合計面積297 m²、売買、貸駐車場。

申請地は、真岡鐵道真岡線 ひぐち駅の南南西側約182m、国道294号線の東側約129mに位置する、概ね300m以内に鉄道の駅を存する第3種農地です。申請者は、市内に本店を置く産業用機械の設計製作等を営む法人の役員です。現在、既存の事業所兼駐車場では大型トラックの旋回が困難であり、従業員及び来客用の駐車場を申請地に設けることでそれを解消できることから、新たな駐車場を設けるべく申請するものです。なお、顛末書が添付されております。

7番、筑西市門井、筑西市向川澄、横塚字堂東、畑、畑、344m²、使用貸借、自己住宅。

申請地は、国道50号線バイパスの北西側約82m、筑西市立協和中学校の南南西側約1.53kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、借家にて妻と子の3人で生活しております。月々の家賃負担が大きく、将来的に家族が増えることが想定されることから、祖父所有の農地を使用貸借し、住宅を建築するものです。

8番、筑西市小川、筑西市小川、小川字弘化山、畑、畑、503 m²、使用貸借、自己住宅。

申請地は、県道小川川島停車場線の東側約40m、筑西市立川島小学校の北西側約1.3kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、市内の実家にて生活しております。持家がないため、実家に近い土地に住宅を建築するものです。

9番、東京都中野区本町六丁目、筑西市樋口、樋口字大松、畑、畑、628 m²、売買、管理用地。譲渡人がもう一人おります。筑西市樋口、樋口字大松、畑、畑、26 m²、合計2筆、合計面積654 m²、売買、管理用地。

申請地は、真岡鐵道真岡線 ひぐち駅の北側約510m、国道294号線の東側約

372mに位置する、鉄道の駅から概ね500m以内の第2種農地です。申請者は、東京都中野区に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。今般、申請地の周辺に太陽光発電設備を設置するにあたり、資材を運搬する際の搬入路及び管理用地として使用すべく申請するものです。

10番、栃木県真岡市大谷台町、桜川市大曾根、横塚字町北、畑、雑種地、967㎡、売買、貸駐車場。

申請地は、県道横塚真壁線の北側約200m、国道50号線バイパスの南東側約216mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、同一大字内に事務所を置く運送業等を営む法人の役員です。今般、大型トラックを駐車するにあたり既存の駐車場では手狭であることから、新たな駐車場を設けるべく申請するものです。なお、許可を得ず庭木が植樹されていたため、譲渡人より顛末書が添付されております。

11番については保留となります。

12番、筑西市一本松、筑西市藤ヶ谷、藤ヶ谷字谷中、田、雑種地、217㎡、売買、貸駐車場兼貸資材置場。

申請地は、飛行場通りの西側約14m、筑西市立関城中学校の北東側約234mに位置する、農業公共投資のされていない小集団の第2種農地です。候補地の検討がされております。申請者は、市内に本店を置くプラスチック加工業等を営む法人の役員です。既存の駐車場兼資材置場に大型トラックを駐車する際に手狭であるため、新たな従業員兼来客用の駐車場及び資材置場を設け、敷地拡張すべく申請するものです。

13番、筑西市一本松、筑西市一本松、一本松字八幡台、畑、畑、347㎡、売買、資材置場。

申請地は、県道筑西三和線の北西側約120m、国道294号線の西側約1.13kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、申請地の南側に住宅兼事務所を置く建設業を営む個人事業者です。既存の貸資材置場を返却することとなったため、新たな資材置場を設けるべく申請するものです。

14番、筑西市玉戸、筑西市西方、西方字源谷久保、畑、畑、491㎡、売買、自己住宅。

申請地は、県道太田郷停車場線の南西側約30m、関東鉄道常総線大田郷駅の東側約194mに位置する、概ね300m以内に鉄道の駅を存する第3種農地です。申請者は、市内の借家にて生活しております。子の成長に伴い手狭であることから、住宅を建築するものです。

15番、筑西市下中山、筑西市金丸、金丸字金丸、畑、畑、429㎡、贈与、自己住宅。

申請地は、県道筑西つくば線の東側約446m、筑西広域市町村圏事務組合筑西消防署の南東側約444mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。令和3年10月7日付で農振除外に係る変更通知が発出されております。申請者は、市内の借家にて妻と子の4人で生活しております。子の成長に伴い手狭であり、実家に近く利便性がよいことから、住宅

を建築するものです。

次のページをお願いします。

16番、筑西市久地楽、筑西市久地楽、久地楽字下宿、田、雑種地、26㎡、売買、貸駐車場。

申請地は、国道50号線の北側約40m、協和ふれあいセンターの東側約166mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。周囲に6戸連担が確保できます。申請者は、同一大字内に本店を置く運送業等を営む法人の役員です。事業所の傍にある既存の駐車場の一部が農地と判明したことから、是正すべく申請するものです。なお、始末書が添付されております。

番号17番から22番までは関連案件となりますので一括で説明いたします。

17番、東京都荒川区東日暮里六丁目、筑西市小栗、小栗字薄内、田、田、2,152㎡の内21.55㎡、地上権設定、営農型太陽光発電設備、令和13年8月22日まで。

申請地は、筑西市立小栗小学校の北側約960m、県道つくば真岡線の西側約274mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。

18番、東京都荒川区東日暮里六丁目、栃木県宇都宮市宝木町1丁目、小栗字出口、畑、畑、1,090㎡の内17.95㎡、地上権設定。譲渡人がもう一人おります。筑西市小栗、小栗字出口、畑、畑、261㎡の内2㎡、合計2筆、合計面積19.95㎡、地上権設定、営農型太陽光発電設備、令和13年8月22日まで。

申請地は、筑西市立小栗小学校の北側約960m、県道つくば真岡線の西側約260mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。

19番、東京都荒川区東日暮里六丁目、筑西市小栗、小栗字権現、畑、畑、805㎡の内20.75㎡、地上権設定、営農型太陽光発電設備、令和13年8月22日まで。

申請地は、県道つくば真岡線沿い、筑西市立小栗小学校の北北東側約1.1kmに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。

20番、東京都荒川区東日暮里六丁目、筑西市小栗、小栗字権現、畑、畑、1,969㎡の内19.95㎡、地上権設定、営農型太陽光発電設備、令和13年8月22日まで。

申請地は、筑西市立小栗小学校の北側約1.15km、県道つくば真岡線の西側約118mに位置する、広がりのある農地の第1種農地です。

21番、東京都荒川区東日暮里六丁目、筑西市小栗、小栗字堀込、畑、畑、1,334㎡の内19.95㎡、地上権設定、営農型太陽光発電設備、令和13年8月22日まで。

申請地は、筑西市立小栗小学校の北北東側約790m、県道つくば真岡線の西側約30mに位置する、農振農用地区域内の農地です。

22番、東京都荒川区東日暮里六丁目、筑西市小栗、小栗字次郎丸、畑、畑、945㎡の内15.15㎡、外1筆、合計2筆、合計面積19.95㎡、地上権設定、営農型太陽光発電設備、令和13年8月22日まで。

申請地は、筑西市立小栗小学校の北北東側約320m、県道つくば真岡線の西側約101mに位置する、農振農用地区域内の農地です。

申請者は、東京都荒川区に本店を置く太陽光発電事業等を営む法人です。過日の定例総会において許可処分を行っておりますが、パネルの設置方法の変更に伴い、支柱の本数が増えることから改めて申請するものです。荒地を解消し、営農を継続しながら太陽光発電により安定した売電収入を確保し、原木シイタケを作付けする計画となっております。番号 17 番から 22 番までの申請理由及び内容につきましては同一となります。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告を 3 番よりお願いします。

高島敏男
委 員

21 番、高島です。
ナンバー 3 のご報告をいたします。11 月 24 日に 3 班と事務局にて、確認してまいりました。申請地は、田んぼに囲まれた土地でした。またこの土地は、以前から借用して使っていたということがあります。しかしながら、農地のため、始末書が提出されていまして、また書類審査をいたしました。問題なしと考えましたので、今回は許可相当と思われまして、更なるご審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長

4 番をお願いします。

関口均
委 員

15 番、関口です。
4 番、5 番について説明いたします。先月 24 日に書類審査、現地確認を行いました。まず 4 番ですが、現地は畑でありまして作物が作られていました。その隣は、太陽光が設備されていて、駅も近く問題ありません。後日、電話で双方に書類に誤りがないことも確かめました。次に 5 番ですが、現地は、周りはソーラー発電ばかりで、問題ありません。後に電話で双方に、提出されました書類に間違いのないことを確認いたしました。よって 4 番、5 番は、許可相当と思われまして、更なる皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議 長

6 番をお願いします。

坂入進
委 員

24 番、坂入です。
受人は、先程 4 条で報告いたしました申請人でございます。やはり、立ち会いをいただいております。なお渡人 2 人に、後日、電話にて確認いたしました。特に問題はないと思われまして、更なる皆様方の審議の程をお願いいたします。

議 長

7 番をお願いします。

岩淵進
委 員

6 番、岩淵です。
7 番の案件と 10 番の案件を報告いたします。去る 11 月 26 日、協和地区の農業委員と農地利用最適化推進委員で書類審査と現地確認を行いました。まず 7

番の案件ですが、譲受人と譲渡人は、お孫さんと祖父の関係であり、この度、お孫さんが自己住宅を建てるにあたり、使用貸借として、祖父が契約を結んだそうです。親族間の契約であり、書類の不備もなく許可相当と思われますが、皆様方の更なる審議をお願いいたします。次に10番の案件ですが、譲受人は運送業の役員で会社を経営しており、会社の駐車場が手狭になったため、駐車場を探していたところ、近所で土地を所有していた譲渡人に声をかけたところ話がまとまったそうです。書類に不備もなく許可相当と思われますが、皆様方の更なる審議をお願いいたします。以上です。

議 長

8番をお願いします。

瀬端洋
委 員

23番、瀬端でございます。

8番、9番の案件につきましてご報告申し上げます。去る24日に書類審査並びに現地に行きまして確認をいたしました。8番につきましては、親子関係でありまして、今住んでいる家が手狭になったということで、長男の方が土地を借り、新たに自己住宅を建てたいということでございます。9番につきましては、上段の渡人の方が、下段の申請地と両申請地を誰も耕作してくれる人がいないし、このままでは荒地になってしまうということで、そこに今回の話がきまして、それであれば売ってしまいたいということでございました。受人の方は、太陽光発電の会社でありまして、現在、進入路、管理用地としまして、進入あるいは車を駐車したりするスペースがないということで、この土地を購入するというかたちになったらしいです。以上2件の案件につきまして許可相当かと思われますが、更なる皆様方のご審議の程をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

12番をお願いします。

宮崎亨
委 員

14番、宮崎が報告します。

11月24日、書類審査及び現地調査を実施しました。この土地は、田んぼとなっておりますが、元々天水場で水利もなく、耕作ができず雑地となっております。譲渡人、受人共に親戚関係でありまして、駐車場に転用し譲り受けるということで、問題なく売買に至ったそうです。書類にも不備がなく、問題はないと思われます。皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長

13番をお願いします。

飯泉孝
委 員

4番、飯泉です。

13番と15番を報告いたします。まず13番ですが、渡人はこの案件の畑を耕作しておらず、手離したいとのことでした。受人は建設業をしてまして、今まで使っていた資材置場を返却するということになり、新たにこの土地を資材置場にしたいとのことでした。次に15番ですが、この案件は、受人渡

人は親子関係でございまして、受人が家を建てるための贈与となったわけ
でございます。13番15番共に、許可相当かと思われまます。皆様方の更なるご審議の
程をお願い申し上げます。以上です。

議 長 14番をお願いします。

大林富子 11番、大林です。

委 員 14番について報告いたします。先月24日、書類審査及び現地確認調査を行
いました。現況は畑であり、後日、受人、渡人に電話にて確認いたしましたところ、
申請内容に間違いのないことでしたので、この申請は許可相当と判断し
ますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。以上です。

議 長 16番をお願いします。

稲見 8番、稲見です。

くに子 16番について報告します。11月26日、書類審査及び現地調査を行いました。
委 員 後日、電話にて確認を行いました。現地は、既に砂利が敷いてありました。以
前は、防火用水があり、それを取り払った所だそうです。受人は運送業をして
おり、駐車場として使用することによって、書類に不備もなく、何ら問題もなく
許可相当かと思われまますが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。

議 長 17番をお願いします。

秋山員宏 10番、秋山です。

委 員 17番から22番まで報告いたします。26日に書類審査を行いまして、まずは
受人に電話で確認をいたしました。営農型太陽光発電の下で原木シイタケを栽
培するということでしたけれども、8月に一度、申請はあったんですが、作業
効率を考え、若干向きを変えるということ、そのために支柱が増えるとい
うことでの申請であります。また渡人にもお話を伺いまして、17番と22番の方
には直接お聞きいたしまして、やはり同じで支柱が増えるための改めての申請だ
ということでもあります。また、18番、19番、20番、21番の方には、電話で確
認をいたしました。全員、間違いのないことでもありますので、許可相当か
と思われまますが、皆様方の更なるご審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結
いたします。

議案第 62 号を採決いたします。

議案第 62 号は、30 a 以下の農地転用事案となりますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり許可することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 62 号は、農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり許可することに、決しました。

次に、議案第 63 号「農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第 63 号、農地法第 5 条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について、令和 3 年 12 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号：1 番、承継者：栃木県小山市大字喜沢、当初事業者：栃木県小山市大字喜沢、申請土地の表示：犬塚字大道東、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：499m²、許可年月日：令和 3 年 11 月 16 日、変更理由：融資の関係上、申請人の変更を要するため。

申請地は、飛行場通りの西側約 279m、筑西市立関城中学校の北側約 156m に位置する、広がりのある農地の第 1 種農地です。周囲に 6 戸連担が確保できます。本案件は、自己住宅を目的とした転用の許可処分を行っております。融資の関係上、連名から単独申請へ変更する必要があり、当初計画者が法第 5 条の許可を受けた転用に係る事業計画の不能により、他の者が当該計画に係る土地の全部を承継して転用事案を実施する場合に該当しております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

宮崎亨
委 員

14 番、宮崎が報告します。

この案件は、先月の総会において転用で諮った案件なのですが、ここにあるとおり融資の関係上、金融機関より 1 人名義にしてくださいと言われて、変更するものであります。許可相当と思われます。よろしく願いいたします。

議 長

調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員

「異議なし」

議 長

異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 63 号を採決いたします。

議案第 63 号は、許可後の承継を伴う事業計画の変更でありますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び、原案どおり事業計画変更の承認書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 63 号は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり承認書を発行することに、決しました。

次に、議案第 64 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請（一時転用）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長
倉持主任

倉持主任より説明いたします。

議案第 64 号、農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請（一時転用）について、令和 3 年 12 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、譲受人：下妻市比毛、譲渡人：下妻市堀籠、申請土地の表示：向上野字東原、台帳地目：畑、現況地目：雑種地、面積：491 m²、外 6 筆、合計 7 筆、合計面積：2,974 m²、転用目的：盛土による一時転用、変更前期間：令和 3 年 6 月 16 日から令和 3 年 10 月 31 日、変更後期間：令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日。

申請地は、県道沼田下妻線の北側約 1.1 k m、県道つくば真岡線の西側約 361 m に位置する、農振農用地区域内農地です。本案件は、サツマイモを作付する上で、土地が低く水はけが悪いことから、耕作条件を改善すべく申請がなされ、盛り土による一時転用の許可処分を行っております。許可期間内に事業完了が見込めないことから、一時転用の許可を受けた事業期間内に目的が完了しない場合で許可期間を超えて転用事案を実施する場合に該当しております。以上です。

議 長

只今、事務局より説明がありました。

ここで、調査委員の報告をお願いします。

小野田
勝男
委 員

22 番、小野田です。

この案件は、4 月の総会に提出された案件ですので、我々明野地区の委員全員と事務局で調査に行った所でもあります。その中で、盛土の高さがあるわけ

ですが、法面に芝を張るなどの対応をして隣地に土砂の流出を防いでほしい旨のお願いをしたわけです。今回は、事業期間の変更です。以上。

議 長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委 員 「異議なし」

議 長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。

議案第 64 号を採決いたします。

議案第 64 号は、許可後の事業計画の変更でありますので、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとする、及び原案どおり事業計画変更の承認書を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員。よって議案第 64 号は、県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴取する必要はないものとし、原案どおり承認書することに、決しました。

次に、議案第 65 号「現況確認証明（非農地証明）について」を上程いたします。

議案について、事務局より説明願います。

事務局長 倉持主任より説明いたします。

倉持主任 議案第 65 号、現況確認証明(非農地証明)について、令和 3 年 12 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いします。

番号 1 番、申請人：筑西市小栗、申請土地の表示：小栗字新宿、台帳地目：畑、現況地目：宅地、面積：645 m²、現況：農業用施設用地。

申請地は、筑西市立小栗小学校の北側約 1.35 k m、県道つくば真岡線の西側約 62m に位置する土地です。平成 10 年には、農地ではないとして 家屋所在証明書 を添付し証明願が出されております。以上です。

議 長 只今、事務局より説明がありました。
ここで、調査委員の報告をお願いします。

秋山員宏 10 番、秋山が報告いたします。

委 員 先月の 26 日、協和地区の農業委員、農地利用最適化推進委員全員で書類審査及び現地確認をしてまいりました。書類又、現況を見ましても 20 年以上経過しているということで間違いありませんので、許可相当かと思えます。更なる皆様方のご審議をお願いいたします。以上です。

議長 調査委員の報告は、以上でございます。
ご質疑がありましたら、お願いします。

委員 「異議なし」

議長 異議なしの声がありましたので、異議ないものと認め、以上で質疑を終結いたします。
議案第 65 号を採決いたします。
議案第 65 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、賛成の委員は挙手を願います。

（挙手全員）

挙手全員。よって議案第 65 号は、原案どおり現況確認証明（非農地証明）を発行することに、決しました。

次に、日程第 5、報告第 38 号から第 44 号を、事務局より説明願います。

事務局長 報告第 38 号から 42 号は菊地課長、報告の 43 号から 44 号は柴山主事より説明いたします。

菊地課長 報告第 38 号、農地法第 3 条の規定（公売）による許可報告について、令和 3 年 12 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

許可件数は 2 件になっております。申請人が買受適格証明書の交付時と、事情が同じですので、専決で 3 条の許可書を交付いたしました。

つづきまして、報告第 39 号、農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について、令和 3 年 12 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理機構の特例事業のために売買により農地を取得するものです。届出件数は 4 件です。

つづきまして、報告第 40 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、令和 3 年 12 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

市街化区域内の権利移動に伴う農地転用届出です。住宅用地 2 件、駐車場 1 件、自己住宅 2 件、合計 5 件です。

つづきまして、報告第 41 号、制限除外の農地移動届について、令和 3 年 12 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

制限除外の農地移動届出で、携帯電話の無線基地局の設置 1 件となっております。

つづきまして、報告第 42 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について、令和 3 年 12 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをお願いいたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について通知のあったものです。報告件数は農地中間管理事業による解約 1 件を含む 24 件となっております。

この後、報告 43 号、44 号は、柴山主事からの説明になります。以上です。

柴山主事

説明にあたっては、配布しております右上に別紙と書かれた報告第 43 号の書類をご用意ください。また、こちらタイトルについて「荒廃農地の発生・解消状況に関する」となっておりますが、「遊休農地等の発生、解消状況に関する」が正しいものになります。そのように読み替えて説明いたします。申し訳ございません。それでは説明に移ります。

報告第 43 号、遊休農地等の発生・解消状況に関する調査結果の報告について、令和 3 年 12 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをご覧ください。

農業委員並びに推進委員の皆様方にご協力いただきました遊休農地等調査の結果をご報告いたします。今年度より、国の運用により調査項目が変わりました。具体的には、総括表上段の 5 項目に分けることとなっております。それぞれについて、田、畑、樹園地を合わせた合計面積と、うち農振農用地区域内の面積について読み上げます。

1 番、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地（緑区分）、合計面積 221,032 m²、農振農用地面積 94,241 m²。2 番、草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地（黄区分）、合計面積 73,080 m²、農振農用地面積 36,234 m²。3 番、2 号遊休農地（その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地）、合計面積 0 m²、農振農用地面積 0 m²。4 番、耕作の事業に従事するものが不在となり、又は不在となることが確実と認められる農地、合計面積 2,308 m²、農振農用地面積 0 m²。5 番、再生利用が困難な農地、合計面積 68,777 m²、農振農用地面積 27,532 m²。なお、5 番につきましては今後地区の農業委員及び推進委員の皆様により現地確認をいただき、3 名以上の委員により農地への復旧不可能と認められれば非農地判断を行っていくこととなります。すべてを合わせた合計面積が 365,197 m²、農振農用地面積 158,007 m²となります。調査方法が変わったため各項目についての増減は提示できませんので、合計の増減のみの説明となります。遊休農地等については前年と比べて 10,782 m²の減となっております。ただし、非農地判断により農地から外れた土地によるところが大きいので、農地に復元された形での解消が多いわけではなく、依然として遊休農地は増加傾向にあります。遊休農地等の明細につきましては、次の 3 ページから 15 ページまでをご参考ください。明細につきましてはの説明は省略させていただきます。

続きまして、報告第 44 号の説明に移らせていただきます。同じく別紙の 16 ページをお開きください。

報告第 44 号、非農地判断について、令和 3 年 12 月 2 日提出、筑西市農業委員会 会長 水柿重壽。次のページをご覧ください。

こちらは、先程報告しました遊休農地等調査において、5 番、再生利用が困難な農地と認められたものについて農地に該当しないとみなし、非農地判断を行ったものになります。先日の現地調査の際に各地区の農業委員及び推進委員の皆様を確認をいただいた農地を報告してございます。非農地判断された農地については、事務局から地権者、法務局、市資産税課、農政課並びに水田農業振興課等の関係機関に通知を発出いたします。今後の現地調査の際に非農地判断された農地についても随時総会にてこのような形で報告させていただきます。報告は以上となります。ご質疑等がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

お忙しい中、委員の皆様方におかれましては調査にご協力いただきましてありがとうございました。本書類は皆様お持ち帰りいただき、引き続き遊休農地の解消指導についてご協力をお願いいたします。以上となります。

議 長

只今、事務局より報告がありました。この件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

議案はこれで全て議了いたしました。

これにて、令和 3 年度第 9 回筑西市農業委員会定例総会を閉会といたします。

今年も無事に 1 年間、お疲れさまでした。皆様におかれましては、来年はどうぞ良い年になられますようご祈念申し上げます。来年もよろしくお願いいたします。

総会会議の顛末を記録し、その公平なることを証して議長は議事録署名委員とともに署名する。

令和3年12月2日

議 長

署名委員

署名委員